僧行「暮しと民法」シリーズ

【第8回】「墓じまいについて」

水谷　秀志　陸自75

墓じまいは損得問題ではなく、親族間が感情的になることが特徴で、手続きは墓地埋葬法という法律に従って現在のお墓を撤去し、ご遺骨を他の墓地への移転や永代供養墓地に改葬することを指します。

墓じまいが多くなった要因は、核家族化、晩婚化、未婚者の増加、宗教観の変化、都会に住むことで地方のお墓が維持できない、そして墓じまいの報道が増えたことが原因だと思われます。墓じまいでよくあるトラブルとして「付き合いがない親類に連絡せずお墓を撤去してしまった」、「墓参りしていないと思っていた親類が実は墓参りしていた」などです。

納骨先の種類として、霊園などにお墓を建立、合祀墓、海洋葬、樹木葬、手元供養などがあります。その際、納骨費や今後の管理費、お寺様とのお付き合いの有無、設備や環境の良し悪し等には十分な注意が必要となります。

墓じまいの順序ですが、ご遺骨を他の場所に引っ越しさせてもよいという改葬許可が必要で、許可がないとご遺骨は次のご納骨先に引っ越しはできません。改葬許可申請書への記入内容は、墓地埋葬法に従い、死亡者の本籍・住所、死亡年月日、埋葬・火葬場所、性別、次の納骨先、墓地管理者の埋葬証明などですが、自治体によって書類の追加が必要な場合があります。お墓の撤去ですが、お寺様には古くからのお付き合いのある石材店がありますので出来る限りお付き合いのある石材店にご相談するのが安心です。墓石の撤去費用は、石の量、墓地の場所、撤去の方法、更地の条件、お墓の立て方などで重機の使用や運搬の容易性などで金額が異なりますが撤去の条件が異なっても一律の金額を要求する業者には注意が必要です。

ここで注意をして貰いたいことは、お寺様は檀家が減る事は死活問題となり、墓じまいの「相談」をしてしまうと主導権を取られて高額の離檀料の請求やお寺様の永代供養塔を勧められるケースがよくありますので、必ず「墓じまいをします」と結果だけを伝えるようにして下さい。

あとは、長年にわたってお墓を守って戴いたお礼については、それぞれのご事情で判断されると良いでしょう。

墓じまいには、お性根抜き（おしょうねぬき）が必要で仏壇を購入した時やお墓へご遺骨を納骨した時などに、お坊さんがお性根入れをしているのでそこに宿っている魂を一旦抜いて、購入前の仏壇やただの石に戻すための法要です。お性根抜きに必要な費用は地方によっては様々ですが、一般的なお性根抜きで用意しなければならないものは、お布施とお車料とお膳料の三つです。

お布施の相場ですが、地方によってかなりの差があり、10万近くかかる事もあれば、2～3千円で済む事もあり、「お気持ちだけで結構です」と言われる場合もありますので具体的な金額を知りたい場合はお坊さんに「皆さんはお布施をどれ位渡されているのでしょうか？」と聞く方法をお薦めします。

お墓のお性根抜きが終わると、石材店が墓石を移動させてカロートと呼ばれるお墓の下にある納骨室からご遺骨を取り出しますが長年の結露などで骨壺内に水が溜まっている場合が有りますので注意が必要です。

取り上げた遺骨は「いつまでに納骨しなければいけない」という決まりはありません。また、自宅へ持ち帰り手元供養という選択肢も有りますのでご自身が納得するまでご供養した後で納骨することもできます。

ご遺骨は改葬許可書、埋葬許可証などがあれば、ご遺骨をマイカーで運ぶ事が可能となり、公共交通機関の電車、タクシー、バスそして航空機での移動も可能です。

また、誤って粉砕していないご遺骨を捨てた場合や置き忘れた場合には遺棄罪と器物破損罪が適用されますので注意が必要です。

最後に墓じまいは、地域・施設・供養方法や供養内容によって、費用は大きく変動します。また、お布施という、金額が決まっていないものをやり取りしますので費用相場を不安定にしている要因のひとつとなっています。

墓じまいは費用をかけた供養が良いとは一概に言えませんのでお亡くなりになった方のご希望に沿ったご供養が何よりも大切となります。